

＜鳥取銀行WEB口座「とりPASS」預金規定（普通預金）＞

1. 通帳の不発行

普通預金を開設することにあたり、「普通預金規定」にかかわらず通帳は発行しないものとします。

2. 通帳不発行にかかる特約

- (1) 本契約では必ずキャッシュカードを発行します。
- (2) 本契約では預金者は必ず「とりぎん砂丘ダイレクトサービス」（以下「砂丘ダイレクトサービス」という）を契約するものとし、普通預金の残高・入出金明細等は「砂丘ダイレクトサービス」の照会サービスにより確認するものとします。（定期的なお取引明細の送付等はいりません。）
- (3) 預金者が取引明細書の発行を希望する場合は、当行所定の手数料を支払うものとします。
- (4) 店頭窓口でこの預金口座から払出しする場合は、当行所定の払戻請求書に口座番号、氏名、払戻し金額を記入のうえ、届出印章を押印し、この預金口座のキャッシュカードおよび預金者本人を確認できる当行所定の書類を店頭窓口に提示するものとします。
- (5) 店頭窓口でこの預金口座に入金する場合は、当行所定の入金票に口座番号、氏名、入金金額を記入のうえ、この預金口座のキャッシュカードを店頭窓口に提示するものとします。
- (6) 上記の場合のほか、預金規定等により通帳の提出が必要な取引を行う場合は、当該預金規定に定める通帳に代えて、当該預金のキャッシュカードおよび預金者本人を確認できる当行所定の書類を店頭窓口に提示するものとします。

3. 特約の解約

- (1) この預金口座から有通帳口座へ切替した場合、上記2. の特約は解約されます。
- (2) 次の一つにでも該当した場合には、当行は預金者に通知することなく、上記2. の特約を解約することができるものとします。この特約が解約された場合は、解約日から普通預金規定のみ適用されるとともに通帳が発行されるものとします。
 - ①「砂丘ダイレクトサービス」を解約した場合
 - ②上記2. の特約に違反した場合
- (3) 有通帳へ切替した場合は、通帳発行手数料として当行所定の手数料を支払うものとします。

4. 規定の準用

- (1) 本規定に特段の定めがない場合は、「普通預金規定」、「キャッシュカード規定」、「デビットカード規定」、「ペイジー口座振替受付サービス規定」、「ICキャッシュカード特約」、「とりぎん砂丘ダイレクトサービス利用規定」を準用するものとします。
- (2) 本規定、「普通預金規定」、「キャッシュカード規定」、「デビットカード規定」、「ペイジー口座振替受付サービス規定」、「ICキャッシュカード特約」および「とりぎん砂丘ダイレクトサービス利用規定」の内容が両立しない場合は、本規定が優先的に適用されるものとします。

以上

平成30年7月23日現在

<鳥取銀行 WEB 口座「とりPASS」預金規定（総合口座）>

1. 通帳の不発行

普通預金・定期預金により総合口座を開設するにあたり、「総合口座取引規定」、「普通預金規定」、「定期預金規定 共通規定」、「自動継続期日指定定期預金規定」、「自動継続自由金利型定期預金（M型）[単利型]規定」、「自動継続自由金利型定期預金（M型）[複利型]規定」、「自動継続自由金利型定期預金（M型）[据置複利型]規定」、「自動継続自由金利型定期預金規定」、「自動継続変動金利型定期預金（単利型）規定」、「自動継続変動金利型定期預金（複利型）規定」にかかわらず通帳は発行しないものとします。

2. 通帳不発行にかかる特約

- (1) 本契約では必ずキャッシュカードを発行します。
- (2) 本契約では預金者は必ず「とりぎん砂丘ダイレクトサービス」（以下「砂丘ダイレクトサービス」という）を契約するものとし、普通預金の残高・入出金明細、定期預金の預入明細等は「砂丘ダイレクトサービス」の照会サービスにより確認するものとします。（定期的なお取引明細の送付等はありません。）
- (3) 預金者が取引明細書の発行を希望する場合は、当行所定の手数料を支払うものとします。
- (4) 店頭窓口でこの預金口座から普通預金の払出しまたは定期預金の解約をする場合は、当行所定の払戻請求書に口座番号、氏名、払戻し金額を記入のうえ、届出印章を押印し、この預金口座のキャッシュカードおよび預金者本人を確認できる当行所定の書類を店頭窓口に提示するものとします。
- (5) 店頭窓口でこの預金口座に入金する場合は、当行所定の入金票に口座番号、氏名、入金金額を記入のうえ、この預金口座のキャッシュカードを店頭窓口に提示するものとします。
- (6) 上記の場合のほか、預金規定等により通帳の提出が必要な取引を行う場合は、当該預金規定に定める通帳に代えて、当該預金のキャッシュカードおよびに預金者本人を確認できる当行所定の書類を店頭窓口に提示するものとします。

3. 特約の解約

- (1) この預金口座から有通帳口座へ切替した場合、上記2.の特約は解約されます。
- (2) 次の一つにでも該当した場合には、当行は預金者に通知することなく上記2の特約を解約することができるものとします。この特約が解約された場合は、解約日から普通預金規定または総合口座取引規定のみが適用されるとともに通帳が発行されるものとします。
 - ① 「とりぎん砂丘ダイレクトサービス」を解約した場合
 - ② 上記2の特約に違反した場合
- (3) 有通帳へ切替した場合は、通帳発行手数料として当行所定の手数料を支払うものとします。

4. 規定の準用

- (1) 本規定に特段の定めがない場合は、「総合口座取引規定」、「普通預金規定」、「定期預金規定 共通規定」、「自動継続期日指定定期預金規定」、「自動継続自由金利型定期預金（M型）[単利型]規定」、「自動継続自由金利型定期預金（M型）[複利型]規定」、「自動継続自由金利型定期預金（M型）[据置複利型]規定」、「自動継続自由金利型定期預金規定」、「自動継続変動金利型定期預金（単利型）規定」、「自動継続変動金利型定期預金（複利型）規定」、「キャッシュカード規定」、「デビットカード規定」、「ペイジー口座振替受付サービス規定」、「ICキャッシュカード規定」、「とりぎん砂丘ダイレクトサービス利用規定」を準用するものとします。
- (2) 本規定、「総合口座取引規定」、「普通預金規定」、「定期預金規定 共通規定」、「自動継続期日指定定期預金規定」、「自動継続自由金利型定期預金（M型）[単利型]規定」、「自動継続自由金利型定期預金（M型）[複利型]規定」、「自動継続自由金利型定期預金（M型）[据置複利型]規定」、「自動継続自由金利型定期預金規定」、「自動継続変動金利型定期預金（単利型）規定」、「自動継続変動金利型定期預金（複利型）規定」、「キャッシュカード規定」、「デビットカード規定」、「ペイジー口座振替受付サービス規定」、「ICキャッシュカード規定」および「とりぎん砂丘ダイレクトサービスご利用規定」の内容が両立しない場合は、本規定が優先的に適用されるものとします。

以上